

第 48 回 知的財産管理技能検定

2 級 実技試験

管理業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択肢における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択肢には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2024年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 工作機械メーカーX社は、部品aと部品bと部品cを備える新規な工作機械に関する発明Aについて、2022年4月18日にドイツで特許出願Pをした。その後、日本でも特許を取得すべく、特許出願Pに基づいてパリ条約上の優先権を主張して、2023年4月11日に発明Aについて日本で特許出願Qをした。特許出願Qに係る特許請求の範囲には、部品aと部品bと部品cを備える工作機械に関する発明Aが記載されていた。特許出願Qは、そのまま拒絶理由が通知されることなく2024年6月6日に設定登録され、2024年6月17日に特許掲載公報が発行された。工作機械メーカーY社の知的財産部の部員甲が発明Aについて調査したところ、事実1が判明したため、甲は特許異議の申立てをすることを検討している。

事実1 2022年5月18日に日本で特許出願され、2023年3月27日に早期に出願公開された特許出願Rが存在し、その特許請求の範囲には、部品aと部品bと部品cを備える工作機械に関する発明Aが記載されていた。

更に甲は、特許出願Qに係る特許異議の申立ての手続について、同じ知的財産部の部員乙に確認した。

甲 「この場合の特許異議の申立てはいつまでにする必要がありますか。」

乙 「2024年9月6日の金曜日までにする必要がありますので、急いで検討して申立ての手続を行う必要があります。」

以上を前提として、問1～問4に答えなさい。

問1

特許出願Qに係る特許について、特許出願Rを引用して取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問2

【理由群I】の中から、問1において取り消されない又は取り消されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅰ】

- ア 取消理由が存在しないため
- イ 新規性（特許法第29条第1項）を理由に取り消されるため
- ウ 進歩性（特許法第29条第2項）を理由に取り消されるため
- エ 拡大先願（特許法第29条の2）を理由に取り消されるため

問3

乙の発言について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問4

【理由群Ⅱ】の中から、問3において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 特許異議の申立ては特許掲載公報の発行日から2カ月以内にできるため
- イ 特許異議の申立ては特許掲載公報の発行日から6カ月以内にできるため
- ウ 特許異議の申立ては設定登録日から2カ月以内にできるため
- エ 特許異議の申立ては設定登録日から3カ月以内にできるため

〔2〕財布の製造会社であるX社は、新規な財布を開発し、新商品として販売を検討している。X社の知的財産部の部員が、新商品の商品名に係る商標登録出願について発言1～2をしている。なお、X社は、当該商標登録出願が登録される前には、当該財布に関する宣伝及び販売をしていないものとする。

発言1 「新商品の宣伝広告用のネーミングについて、他社が真似をしてきた場合を考慮して、商標『コンパクトなお財布。ジャマになりません！！』、指定商品『財布』として標準文字による商標登録出願をした場合に、当該出願は登録されます。」

発言2 「ヘビ革で形成された点を強調する観点から、商標『ヘビ革財布』、指定商品『財布』として標準文字による商標登録出願をした場合に、当該出願は登録されます。」

以上を前提として、問5～問8に答えなさい。

問5

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問6

【理由群III】の中から、問5において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群III】

- ア 商品又は役務の普通名称を表示する商標（商標法第3条第1項第1号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- イ 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標（商標法第3条第1項第5号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- ウ 需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標（商標法第3条第1項第6号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- エ ア～ウの拒絶理由には該当しないため

問7

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問8

【理由群IV】の中から、問7において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群IV】

- ア 商品又は役務の普通名称を表示する商標（商標法第3条第1項第1号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- イ 商品の産地、販売地、品質等を表示又は役務の提供の場所、質等を表示する商標（商標法第3条第1項第3号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- ウ 需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標（商標法第3条第1項第6号）に該当することを理由に拒絶される場合があるため
- エ ア～ウの拒絶理由には該当しないため

〔3〕 X社の従業員甲が、コンテンツの利用について法務部に相談し、発言1～2をしている。

発言1 「X社で契約しているタレント乙の撮影を、美術館で行います。美術館には、最近設置されたイラストレーター丙の屋内壁画があり、乙のイメージに合っているので、その壁画の前で、乙と一緒に壁画も目立つように大きく写します。その写真を法人のポスターで利用する場合には、丙の許諾を得る必要がありますよね。」

発言2 「X社のSNSに、アフリカに関する記事を載せようと思います。記事には、私が図表Aと写真Bのコメントを書きます。図表Aは、アフリカ大陸の各国について国土の面積の大きな順に並べただけの単純なもので、X社の従業員丁が個人的に作成したものです。写真Bは、アフリカに駐在していたX社の従業員戊が休日に趣味で撮影したものです。写真Bについては戊から利用の許諾を得ています。図表Aについても丁から許諾を得る必要がありますよね。」

以上を前提として、問9～問12に答えなさい。

問9

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問10

【理由群V】の中から、問9において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群V】

- ア 著作物にあたらいため
- イ 保護対象とならない著作物であるため
- ウ 著作権を侵害する場合にあたるため
- エ 著作権が制限される場合にあたるため

問11

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問12

【理由群VI】の中から、問11において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群VI】

- ア 著作物にあたらいため
- イ 著作権を侵害する場合にあたるため
- ウ 編集著作物にあたるため
- エ 著作権が制限される場合にあたるため

4 問13～問33に答えなさい。

問13

照明器具メーカーX社の知的財産部の甲は、発明者や職務発明等について、知的財産部の乙と会話をしている。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 甲 「発明者となることができるのはどのような主体ですか。」
乙 「発明者は、自然人がなることが原則ですが、法人の主体的な活動により発明が完成した場合、X社が発明者になることもあります。」
- イ 甲 「特許法第35条で規定される職務発明は従業者等が行った発明が該当し得るのですね。従業者等にはどのような人達が含まれますか。」
乙 「従業者等には、サラリーマン等、給与の支払等を前提とした雇用契約等がある者が含まれます。企業の社長や取締役は、ここにいう従業者等に含まれません。」
- ウ 甲 「従業者等が行った発明が職務発明に該当する場合、どのような効果が生じますか。」
乙 「そのような場合、勤務規則の定め等の有無にかかわらず、使用者等は、その職務発明について特許を受ける権利を有することになります。」
- エ 甲 「X社の従業者等がX社を退職した後に、その従業者等の過去の職務に属する発明を、転職後の新たな会社で完成させた場合、X社は、その発明について職務発明の効果を得ることができますか。」
乙 「そのような場合は、原則としてX社の職務発明とは考えられません。そのため、X社は、原則としてその発明について職務発明の効果を得ることができません。」

問14

化粧品会社X社は、上段にネーミングA、下段にネーミングBとで構成されるネーミングCに係る商標権Mを有している。商標権Mに係る指定商品は、「口紅、化粧水」である。化粧品会社であるY社から、商標権Mに対して、譲渡の申出があった。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。なお、口紅と化粧水とは類似する商品である。

- ア 商標権Mのうち、指定商品「口紅、化粧水」、ネーミングAのみに係る商標権について、Y社に商標権を移転することができる。
- イ 商標権Mのうち、指定商品「口紅」、ネーミングCに係る商標権について、Y社に商標権を移転することができる。
- ウ 商標権MをY社に移転する場合には、特許庁へ登録する必要がある。
- エ 商標権Mを指定商品「口紅」に係る商標権と、指定商品「化粧水」に係る商標権とに分割することができる。

問15

靴メーカーX社は、自社ブランドMについて衣料品関係でも商品展開することとし、衣料品メーカーY社との間で、ブランドMについての商標ライセンス契約を締結した。X社がY社に供給するブランドMのタグを用いてY社がポロシャツを製造販売するという内容であった。Y社は、契約に基づいてブランドMのタグがついたポロシャツの製造販売を開始した。ところが、契約締結後6カ月が経過しライセンス料の支払期限が到来しているにもかかわらず、X社はY社からのライセンス料の支払が確認できていない。ア～エを比較して、X社がY社に対してとることができると考えられるものを1つ選びなさい。

- ア Y社の契約に基づくライセンス料の未払によって被った損害がある場合でも、契約を解除すると契約自体がなくなるが、損害賠償請求は契約の存在を前提としない不法行為に基づく損害賠償請求によらなくてもできる。
- イ X社は、Y社がライセンス料を支払わない状態が続いている間、ブランドMのタグの供給を停止することができる場合がある。
- ウ X社は、契約違反を理由として、Y社の倉庫に赴きすでに供給したブランドMのタグを持ち帰ることができる。
- エ X社は、契約違反を理由としてY社にライセンス料の支払催告をして相当の期間が経過しても債務が履行されない場合は、契約を解除することができる。

問16

ア～エを比較して、知的財産権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア X社は、医薬品Aと医薬品Bを混合することにより新たな効力をもつ医薬品Cの製造方法に係る特許権を有している。薬剤師が医師の処方箋により医薬品Aと医薬品Bとを混合して調剤する行為は、X社の特許権を侵害しない。
- イ Y社は、瞬間冷凍機能を備えた冷蔵庫に係る発明について、特許権を取得した。W社がY社の特許発明と同じ冷蔵庫を試験のために生産する行為は、Y社の特許権を侵害しない。
- ウ V社は、飛行時間が向上したドローンに係る発明について、特許権を取得した。U社は、ドローンのパーツを購入してV社の特許発明と同じドローンを製作し、飛行させた。U社の行為は、V社の特許権を侵害しない。
- エ T社は、太陽光で充電が可能な時計に係る発明について、特許権を取得した。S社は、当該特許権に係る特許発明と同じ時計を製造し、展示会で販売するために展示した。S社の行為は、T社の特許権を侵害する。

問17

食品メーカーX社は、天然成分Aを高純度で抽出することができる製造技術Bを保有しており、製造技術Bを利用した事業展開を推進している。X社の知的財産部は、その事業展開のために、製造技術Bを営業秘密として管理する方法について社内会議で検討している。ア～エを比較して、X社の社内会議での知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「製造技術Bが流出しないように営業秘密として保護するためには、製造技術Bを記したドキュメントにマル秘の表示をしてパソコンに保存すれば十分です。」
- イ 「製造技術Bに関して、隠しておいてもいずれ他社が同様な技術に到達し得ると考えられますので、営業秘密として管理すべきです。」
- ウ 「X社を退職した技術者から競合企業Y社に、営業秘密として管理をしている製造技術Bが開示された場合、製造技術Bを入手したY社に対してX社は損害賠償を請求できる場合があります。」
- エ 「製造技術Bについて営業秘密として管理をした場合、その営業秘密を漏洩した者に対して損害賠償を請求することはできますが、刑事罰として懲役刑がその者に科されることはありません。」

問18

アウトドア用品メーカーX社は、写真家甲に、新商品カタログ用の写真の撮影を依頼することにした。X社の法務部の部員乙は、X社と甲との著作権譲渡契約又は著作物利用許諾契約について検討している。ア～エを比較して、乙の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 著作権譲渡契約を締結する場合、写真の著作権を甲からX社へ移転したことを登録しなければ、移転の効力は発生しない。
- イ 写真の著作者である甲に写真に関する著作者人格権が帰属するため、X社に当該権利を譲渡する契約や実質的に譲渡と同様の効果が生じる当該権利を行使しないことを約する契約は、いずれも無効と解されている。
- ウ 著作物利用許諾契約を締結した場合、X社は第三者であるY社に対しても、甲が撮影した写真の利用を許諾することができる。
- エ 著作物利用許諾契約を締結した後に、甲が第三者と写真に関する著作権を共有することになった場合でも、X社は写真を利用することができる。

問 19

家具会社X社は、新規なテーブルのネーミングについて、商標登録出願を検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の登録要件に関する考え方として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 商標法第4条第1項第10号（他人の周知商標）の適用にあたって、引用される商標は、一地方において、いわゆる周知であれば適用される場合がある。
- イ 商標法第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）の適用にあたって、引用される商標は、審査対象の商標登録出願の出願前に登録されている場合に限り適用される。
- ウ 商標法第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）の適用にあたって、引用される商標は、登録された著名商標である場合に限り適用される。
- エ 商標法第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）の適用にあたって、引用される商標は、外国のみにおいて、いわゆる著名である場合に限り適用される。

問 20

家電メーカーX社は、新たに開発した掃除機Aについて特許出願Pを行った。X社の知的財産部の部員甲と部員乙が、今後の特許出願Pの手続としての拒絶理由通知等について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 甲 「出願審査の請求後には拒絶理由通知が行われる可能性があるのですね。拒絶理由通知が行われるのは1回のみですか。」
- 乙 「拒絶理由通知は2回以上行われることもあります。1回目の拒絶理由通知は『最初の拒絶理由通知』と呼ばれ、2回目以降の拒絶理由通知は常に『最後の拒絶理由通知』と呼ばれます。」
- イ 甲 「最初の拒絶理由通知に対してはどのような補正の制限が課されますか。」
- 乙 「最初の拒絶理由通知に対する補正の要件としては補正の前後において、『発明の單一性』を満たす必要はありません。」
- ウ 甲 「最後の拒絶理由通知に対してはどのような補正の制限が課されますか。」
- 乙 「最後の拒絶理由通知に対する補正は、請求項の削除又は誤記の訂正を目的とするものに限定されます。」
- エ 甲 「最初の拒絶理由通知又は最後の拒絶理由通知のいずれであっても、拒絶理由通知への応答期間内に分割出願をすることはできますか。」
- 乙 「最初の拒絶理由通知又は最後の拒絶理由通知のいずれであっても、拒絶理由通知への応答期間内であれば、分割出願をすることが可能です。」

問 2 1

ア～エを比較して、意匠登録出願に関して、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 食品メーカーX社と医薬品メーカーY社とで共同開発した栄養補助食品を製品化する際に、この栄養補助食品を包装するためのパッケージのデザインに関して意匠登録出願をする場合、このパッケージのデザインをX社が独自に創作し、Y社はこの創作に全く関与していない場合、X社は単独で意匠登録出願をすることができる。
- イ テーブルと椅子のセットと、テーブルと椅子のセットとは同時に使用されない食器とを組み合わせて、「一組の家具セット」として組物の意匠登録出願をした場合には、当該意匠登録出願は拒絶される。
- ウ 意匠登録出願前にスマートウォッチが雑誌の記事として掲載され、その雑誌の発行後、そのスマートウォッチの形状についての意匠登録出願を行うまでの間に、第三者が類似する形状のスマートウォッチを意匠登録出願した場合、雑誌に掲載されたスマートウォッチの形状について意匠登録を受けることができる場合がある。
- エ 扇風機に係る意匠について関連意匠の意匠登録出願をするときには、当該意匠と類似する他の意匠を本意匠として、その本意匠の出願日と同日に意匠登録出願をしなければならない。

問 2 2

発電設備サプライヤーX社は自社サービスに用いられる人工知能技術のソフトウェアAをY社に開発委託した。この開発委託の成果物に係る著作権はX社に帰属される旨の契約を検討している。ア～エを比較して、成果物の納入を受ける場合におけるX社の考え方として、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア ソフトウェアAの著作権の譲渡に関する契約の書面を、Y社の社長の署名捺印入りで受領することにした。
- イ ソフトウェアAの修正をX社が行う場合を考慮してソースコードを成果物に含めるとともに、当該修正に関して、著作者人格権を行使しないとの書面を、Y社の社長の署名捺印入りで受領することにした。
- ウ ソフトウェアAが第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するとのY社の社長の署名捺印入りの書面に、ソフトウェアAで利用された技術に関する特許調査報告書とソフトウェアAの創作過程説明書が添付されたものを、ソフトウェアAが格納された記録媒体とともに受領することにした。
- エ ソフトウェアAが、公開公報が発行されたW社の特許出願の特許請求の範囲に含まれる可能性があるとの報告書をY社から受け取った。この報告書を受け取ったX社の担当者は、まだW社の特許出願は、審査を受ける前であるので、そのままソフトウェアAの納入の受入れを認めることにした。

問23

素材メーカーX社は、再生プラスチックに係る発明Aについて特許権Pを取得した。X社の知的財産部の部員甲は、特許権Pを戦略的にどのように活用するかを検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 特許権Pに基づいて発明Aを独占する戦略をとる場合、他社が代替技術を開発するリスクは小さくなる。
- イ 特許権Pに基づいて発明Aを独占する戦略をとる場合、早期に市場を拡大することができる。
- ウ 特許権Pに基づいて発明Aを他社にライセンスする戦略をとる場合、複数の企業で市場を形成するので、他社にライセンスをしない場合と比べて、大きな投資が必要とならず、事業リスクが小さくなる。
- エ 特許権Pに基づいて発明Aを他社にライセンスする戦略をとる場合、他社から特許無効審判などの攻撃を受けることはなくなる。

問24

X社は、キャラクターAのイラストを自社のプロモーション活動に用いることを検討していたところ、甲がキャラクターAのイラストの著作者であるとの情報を得た。そこで、X社の知的財産部の乙は、甲と面談の上、「キャラクターAのイラストの著作権は、あなたが有しますか。誰にも権利を譲渡していないですね。」と質問したところ、いずれも、「そのとおりです。」との回答を得た。そこで、X社と甲との間で著作権譲渡契約を締結した。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 著作権譲渡契約の譲渡に関する条項には、「甲は、X社に対して、本契約締結日をもって、本契約書別紙1に記載のキャラクターAのイラストに係る著作権のすべてを、譲渡する。」と規定されていた。この規定により甲が有する著作権のすべてが甲からX社に譲渡されるので、十分な規定である。
- イ X社は、キャラクターAのイラストに表情、動きや衣服のバリエーションを持たせて利用することを考えていた。著作権譲渡契約の譲渡に関する条項には、「甲は、X社に対して、本契約締結日をもって、本契約書別紙1に記載のキャラクターAのイラストに係る著作権のすべてを、譲渡する。」と規定されているので、この規定により、このようなバリエーションを持たせた利用にも問題はない。
- ウ 著作権譲渡契約を締結した後、甲がキャラクター制作等を業とするW社の代表者であることが分かり、キャラクターAのイラストはそのW社の職務著作である疑いが生じた場合でも、甲はW社の代表者であるから、既存の著作権譲渡契約のまま、キャラクターAのイラストの利用を進めて問題はない。
- エ 著作権譲渡契約を締結した後、甲がキャラクター制作等を業とするW社の代表者であることが分かり、更にキャラクターAのイラストの著作者は職務著作の成立により、甲ではなくW社であることが判明した場合、X社は、契約の締結段階における意思表示に問題があったとして著作権譲渡契約を取り消すこともできるし、著作権譲渡契約の解除という手段をとることもできる。

問25

スポーツ用品会社X社が、ランニングシューズについて、桜をモチーフとしたイラストAをして販売したところ、爆発的な人気を博した。X社の知的財産部の部員甲が調査したところ、最近、イラストAをX社に無断で使用したポロシャツBが、中国で大量に売られていることがわかった。ア～エを比較して、甲とX社の知的財産部の部員乙の会話として、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 甲 「イラストAの商標登録出願を準備中です。指定商品は、X社が販売しているランニングシューズです。」
- 乙 「指定商品にポロシャツを追加して出願しましょう。商標登録されれば、税関長に対し、ポロシャツBについて輸入差止申立てを行うことができます。」
- イ 甲 「イラストAは、イラストレーター丙が描いたのですが、X社はそのときに丙からイラストAについての著作権の譲渡を受けています。」
- 乙 「それならば、イラストAの保護を図るため、著作権に基づいた対抗策を講じることができます。」
- ウ 甲 「商標権や意匠権、著作権によっても対抗策がない場合には、不正競争防止法による保護はどうでしょうか。」
- 乙 「ポロシャツBが日本国内で出回ってX社の商品と混同を生じたとしても、ポロシャツBについて、不正競争防止法に基づいた措置をとることはできません。」
- エ 甲 「イラストAが描かれたポロシャツについては、X社は意匠登録出願をし、登録を受けています。」
- 乙 「それならば、ポロシャツBが日本国内で出回っても、意匠権に基づいて販売禁止を求めるることはできます。」

問26

ア～エを比較して、生活用品メーカーX社の従業員甲がした職務発明に関して、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 甲は、冷却用具に関する発明をしたが、それは勤務中ではあっても出張中に発想したものなので、職務発明に該当しない。
- イ 甲が、X社の施設を利用して、冷却用具に関する職務発明を完成させた場合であっても、X社と甲は、共同発明者となる場合はない。
- ウ 甲は、退職日の2週間前に携帯型の冷却用具を開発した。特許出願前であって、甲の退職後、甲がその冷却用具を電車の中で使用したことにより、当該職務発明は新規性を喪失する可能性はない。
- エ 甲は、職務発明を完成させ、当該発明に関する特許を受ける権利は職務発明規程に基づきX社に帰属することになった。X社は、当該特許を受ける権利に基づき日本とドイツにおいて特許出願をした。この場合、日本の特許法第35条に基づく相当の利益の算定に関しては、ドイツにおける特許出願に関する特許を受ける権利については考慮されることはない。

問 27

種苗会社X社の研究者甲は、トマトの品種Aの品種改良に成功し、その成果をどのように保護するかについて、知的財産部の部員乙に相談した。ア～エを比較して、甲の相談に対する乙の回答として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「品種改良の成果に関して、特許を受けた場合であっても、他人がその品種に関して品種登録を受けた場合には、当該他人の育成者権に基づく登録品種の種苗の利用に特許権の効力が及ばないことがあります。」
- イ 「品種登録を受けるには、その品種が、同一の繁殖の段階に属する植物体の少なくとも一部が特性の全部において十分に類似していることが必要です。」
- ウ 「品種改良の成果に関して、品種登録を受けた場合であっても、他人がその品種に関する発明について特許を受けた場合には、当該他人の特許発明の実施に育成者権の効力が及ばないことがあります。」
- エ 「品種改良の成果に関して、特許出願又は品種登録出願のいずれもすることができますが、先に品種登録出願をすると、特許出願がその品種登録出願の存在により先願を理由に拒絶されることがあります。」

問 28

電機メーカーX社は、自社製品のドライヤーの1機種をY社に生産委託しようと考え、Y社との間で秘密保持契約の締結交渉をしている。X社は、その交渉の中で、Y社から生産委託対象機種に関する設計図や生産方式の情報の提供を求められている。ア～エを比較して、X社の考え方として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア X社の従業員に対して就業規則等による秘密保持義務を課しておらず、また、秘密管理の重要性や具体的な秘密管理のルール等について何ら教育・研修がされていない状況では、Y社との間で締結された秘密保持契約により、設計図や生産方式の情報は営業秘密として取り扱われる場合はない。
- イ 設計図や生産方式の情報を知っている者がX社に複数いる場合、それらの者に秘密保持契約による守秘義務が課されていたとしても、その情報は公然と知られていることとなり、営業秘密の対象とならない。
- ウ Y社との間で秘密保持契約を締結しても、製品開発における失敗の情報については事業活動に有用な情報といえず、営業秘密の対象とならないことから、秘密保持の対象とはならない。
- エ X社は、生産委託対象機種に係る発明について特許出願した場合であっても、生産委託対象機種の設計図などの情報を、秘密保持契約が締結されるまでは、Y社に提供すべきではない。

問 29

文房具会社X社は、シャープペンシルに「レッドリバー」という名称を付して販売していた。X社は、Y社から、「レッドリバー」はY社の登録商標Mであり、商標の使用を差し止める旨の警告を受けた。X社が調査をしたところ、Y社は、登録商標Mの商標権者であり、指定商品は「シャープペンシル」のみであった。しかし、Y社は、登録後3年以上、登録商標Mを「シャープペンシル」に使用していないことが判明した。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア Y社は、日本国内で、商標「赤い川」を「シャープペンシル」に使用していた。「赤い川」は登録商標Mの和訳であるため、社会通念上の同一に該当するとY社は主張している。この場合、Y社の当該使用行為を理由に、X社は不使用取消審判により登録商標Mに係る商標登録を取り消すことができない。
- イ Y社は、米国において大々的に商標「Red River」を「シャープペンシル」に継続して今まで使用していた。この場合、Y社の当該使用行為を理由に、X社は、不使用取消審判により登録商標Mに係る商標登録を取り消すことができない。
- ウ Y社は、登録商標Mを継続して日本国内で3年以上使用していなかったが、Y社から通常使用権の許諾を受けたW社が登録商標Mを「シャープペンシル」に継続して今まで使用していた。この場合、W社の当該使用行為を理由に、X社は不使用取消審判により登録商標Mに係る商標登録を取り消すことができない。
- エ Y社は、登録商標Mを、指定商品「シャープペンシル」に類似する商品「万年筆」に使用していた。この場合、Y社の当該使用行為を理由に、X社は不使用取消審判により登録商標Mに係る商標登録を取り消すことができない。

問 30

カメラメーカーX社は、来年の春に発売するカメラの宣伝用ウェブサイト（動画を含む。以下同じ。）を制作することになった。ア～エを比較して、この宣伝用ウェブサイトの制作会議におけるX社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「X社から制作会社Y社に宣伝用ウェブサイトの制作を委託する場合、X社が委託元ですが、Y社が創作した宣伝用ウェブサイトの著作者はY社となります。」
- イ 「X社と制作会社Y社が宣伝用ウェブサイトで使用する動画を協力して制作した場合、動画の全体的形成の創作的寄与の有無にかかわらず動画の著作者はX社とY社となります。」
- ウ 「宣伝用ウェブサイトで使用する動画を社内で制作することを検討しています。動画制作が得意な従業員甲に職務の一環として動画を制作させ、X社の名義で公表する場合、動画の著作者及び著作権者はX社となります。」
- エ 「制作会社Y社とは別の社外の音楽クリエーター乙に宣伝用ウェブサイトで使用する音楽の制作を依頼する場合、音楽の著作者は乙となります。」

問3 1

調理家電メーカーX社は、ある製品の小型化のために羽根の改良を検討している。X社の技術者甲は、Y社が販売するミキサーAに使用されている特殊形状の羽根Bが利用可能であることを思いついた。ミキサーAには特許番号と意匠登録番号が記載されていたので特許公報及び意匠公報の調査を検討している。ア～エを比較して、調査に関する甲の考え方として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 羽根Bに特許権及び意匠権の両権利が存在することはないので、特許番号に係る公報を調査すればよく、意匠登録番号に係る公報を確認する必要はない。
- イ 意匠登録番号に係る公報について調査したところ、年金不納により消滅していたので、特許番号に係る公報について調査する必要はない。
- ウ 検索項目を「出願人」、キーワードを「Y社」として検索しても、ミキサーAに記載された特許番号に係る公報と意匠登録番号に係る公報を必ず抽出できるとは限らない。
- エ ミキサーAに記載されていた特許番号に係る公報と意匠登録番号に係る公報は、ミキサーAや羽根Bに関する特許権と意匠権のすべてを示すものなので、他の特許権及び意匠権を調査する必要はない。

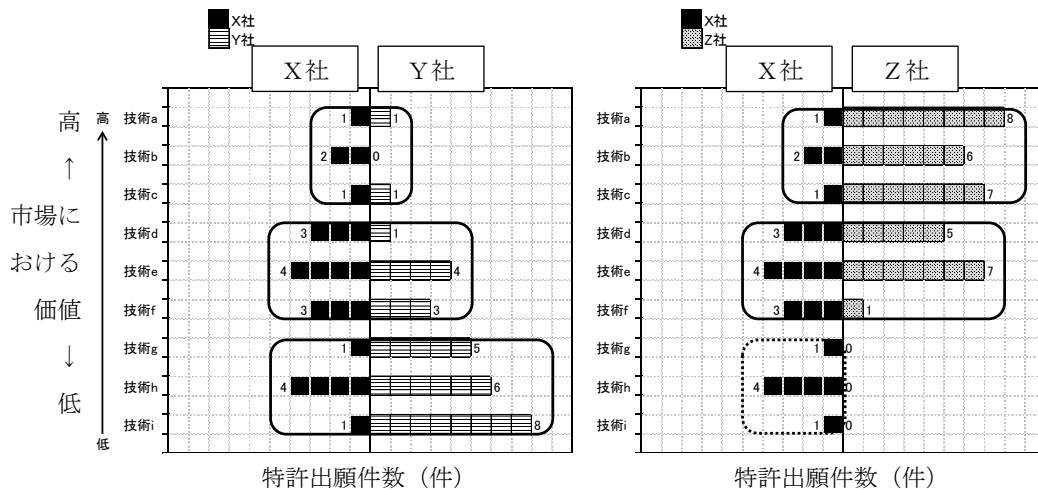
問3 2

家具メーカーX社は、学習机Aを新たに発売しようとしている。ア～エを比較して、X社の考え方として、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 学習机Aは、全体に施された色の組合せの斬新さが特徴的で、このような色の組合せは、他のビジネス用の机等にも同様に用いることができるものであるが、この色の組合せそのものについて意匠登録を受けることはできない。
- イ 学習机Aは、引き出しやラックが宇宙を意識したデザインコンセプトで統一されており、更に、そのデザインコンセプトを他の学習机にも適用する予定なので、そのデザインコンセプトのみについて意匠登録出願をすることとした。
- ウ 学習机Aは、引き出しに独特な装飾がされた文字が施されているが、文字そのものについて意匠登録を受けることはできない。
- エ 学習机Aは、その一部である引き出しの取っ手の形状が特徴的なので、その取っ手について意匠登録出願をすることとした。

問3 3

機械部品メーカーX社の経営企画部の部員甲は、市場的に見込みのある技術について、自社の技術力を補完しようと考え、Y社又はZ社のいずれとアライアンスを組むべきかを検討するため、IPランドスケープの一環として、2社間の技術比較を行い、下図のような結果を得た。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。



- ア Y社は市場において価値の高い技術a, b, cの技術補完度がZ社と比べて低いため、Z社とアライアンスすべきと判断した。
- イ Z社は市場において価値が中程度の技術d, e, fの技術補完度がY社と比べて高いため、Z社とアライアンスすべきと判断した。
- ウ Y社は市場において価値の高い技術g, h, iの技術補完度がZ社と比べて高いため、Y社とアライアンスすべきと判断した。
- エ Z社は技術全般にわたって出願件数の合計がY社と比べて少なくポートフォリオの規模拡大への貢献度が低いため、Y社とアライアンスすべきと判断した。

5 問3 4に答えなさい。

問3 4

測定器メーカーX社は、発明Aについて、2022年12月1日に特許請求の範囲に請求項1から請求項25まで記載した特許出願Pをし、同時に出願審査の請求をしたところ、進歩性（特許法第29条第2項）を有しないとの拒絶理由通知を受けたため、請求項9、請求項15及び請求項20を削除する補正をしたが、拒絶査定を受けた。この場合、拒絶査定不服審判の請求に必要な費用は何円か、記入例に従って算用数字で記入しなさい。但し、当該審判請求時に補正是しないものとする。

記入例 50000円の場合は、左詰めで「50000」と記入

特許法等関係手数料令（特許法第195条第2項関係）による

特許出願をする者 1件につき14000円

審判又は再審を請求する者 1件につき49500円に1請求項につき5500円を加えた額

特許異議の申立てをする者 1件につき16500円に1請求項につき2400円を加えた額

6 音響機器メーカーX社は、新たな音響機器について2023年10月に日本で特許出願Aを行った。その後、X社は、特許出願Aに基づく優先権を主張して、特許協力条約（PCT）による国際出願Bを2024年9月に行うことを予定している。X社の知的財産部の部員甲と乙が、国際出願Bについて次の会話をしている。問35～問37に答えなさい。

- 甲 「日本国特許庁を受理官庁として国際出願Bを行う場合、出願言語としては何語が認められますか。」
- 乙 「出願言語としては、1が認められます。」
- 甲 「予定通り2024年9月に国際出願Bを行った場合、国際出願Bについての国際公開はいつ行われますか。」
- 乙 「国際出願Bの国際公開は2以後に行われます。」
- 甲 「また、予定通り2024年9月に国際出願Bを行った場合、国際出願Bについての国内移行手続は、いつまでに行う必要がありますか。」
- 乙 「原則として、3までに行う必要があります。」

【語群VII】

- ア 日本語のみ
- イ 日本語又は英語
- ウ 英語のみ
- エ 2025年4月
- オ 2025年9月
- カ 2025年10月
- キ 2026年3月
- ク 2026年4月
- ケ 2027年3月

問35

【語群VII】の中から空欄1に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問36

【語群VII】の中から空欄2に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問37

【語群VII】の中から空欄3に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- 7 次の文章は、音楽教室における演奏についての最高裁令和4年10月24日判決の文章である。（なお、出題のため一部変更している。）問38～問40に答えなさい。

演奏の形態による音楽著作物の1の判断にあたっては、演奏の2及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。被上告人らの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを2として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の2との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の2を達成することができるよう�数力するものにすぎず、生徒は、あくまで3演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということはできない。これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の1であるということはできない。

【語群VIII】

- ア 楽曲
- イ 目的
- ウ 内容
- エ 繰り返し
- オ 任意かつ自主的に
- カ 教師の指示・指導のとおりに
- キ 課題
- ク 利用主体
- ケ 著作権侵害

問38

【語群VIII】の中から空欄1に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問39

【語群VIII】の中から空欄2に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問40

【語群VIII】の中から空欄3に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【第48回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ○
問2 ア
問3 ×
問4 イ ×
問5 ウ
問6 ウ ×
問7 イ
問8 オ
問9 ○
問10 ウ
問11 ×
問12 ア
問13 エ
問14 ア
問15 ウ
問16 ウ
問17 ウ
問18 エ
問19 ア
問20 エ
問21 エ
問22 エ
問23 ウ
問24 エ
問25 ウ
問26 イ
問27 ウ
問28 エ
問29 ウ
問30 イ
問31 ウ
問32 イ
問33 ア
問34 170500
問35 イ
問36 エ
問37 ク
問38 ク
問39 イ
問40 オ